

県立美術館、県立文学館、芸術の森公園指定管理者募集に関する質問事項に対する回答

No.	質問	回答
1	<p>①LED 化による電力量削減精算額について</p> <p>・第1回目の上記質問事項の回答に関して、「全体の電気料のうち照明部分のみの把握ができない場合は、全体の電気量により比較します。」とご回答を頂きましたが、電気の使用量が指定管理者の節電努力により削減効果が出た場合においても、単純に全体の電気量から比較され、指定管理者の削減効果の実績は加味されないという認識でよろしいでしょうか？ご教示願います。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
2	<p>②植栽管理等留意事項について</p> <p>・第1回目の上記質問事項の回答に関して、「特に公園外周部の樹木について、倒木の危険性に関する調査や、危険木の伐採、伸びすぎた枝の剪定を想定しています。これに係わる費用としては、R4年度の指定管理料に上乗せする形で形状しています。」とご回答を頂きましたが、上記作業を実施する場合、高所作業車等を必要とする、中・大規模な作業の実施が必要な際、それに係わる費用に関しては、別途協議とさせて頂くことが可能かご教示願います。</p>	<p>植栽管理費の増額を目的とした指定管理料の増額は困難です。既存の指定管理料の範囲内でご対応いただきます。</p>